

○金融庁告示第十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条の規定に基づき、次の者の特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条後段において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年三月三日

金融庁長官 井藤 英樹

一 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

三 特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日

令和五年十一月十六日

四 特定社会基盤事業者の指定の解除をした日

令和七年二月二十八日